



福祉用具貸与の例外給付

令和6年3月

日進市 介護福祉課



目次



① 福祉用具貸与の例外給付とは	
② 例外給付による貸与可能までの流れ	(1) 要介護認定の基本調査の結果で判断 (2) 主治医の医学的所見として確認する事項
③ 申請に必要な書類	
④ 申請書提出タイミング	
⑤ 市からの承認通知	
⑥ 福祉用具貸与の有効期間	
⑦ その他	(1) 転入者の申請 (2) 貸与種目の変更・追加



① 例外給付による福祉用具貸与とは



・要支援1・2、要介護1の認定者が例外的に福祉用具貸与の介護サービスを利用する為には、**厚生労働大臣が定める利用者の基準に当てはまるかどうかを確認した後、利用開始できる制度。**

・**利用開始前**に、利用者の基準の判定に必要な情報を、揃える必要がある。



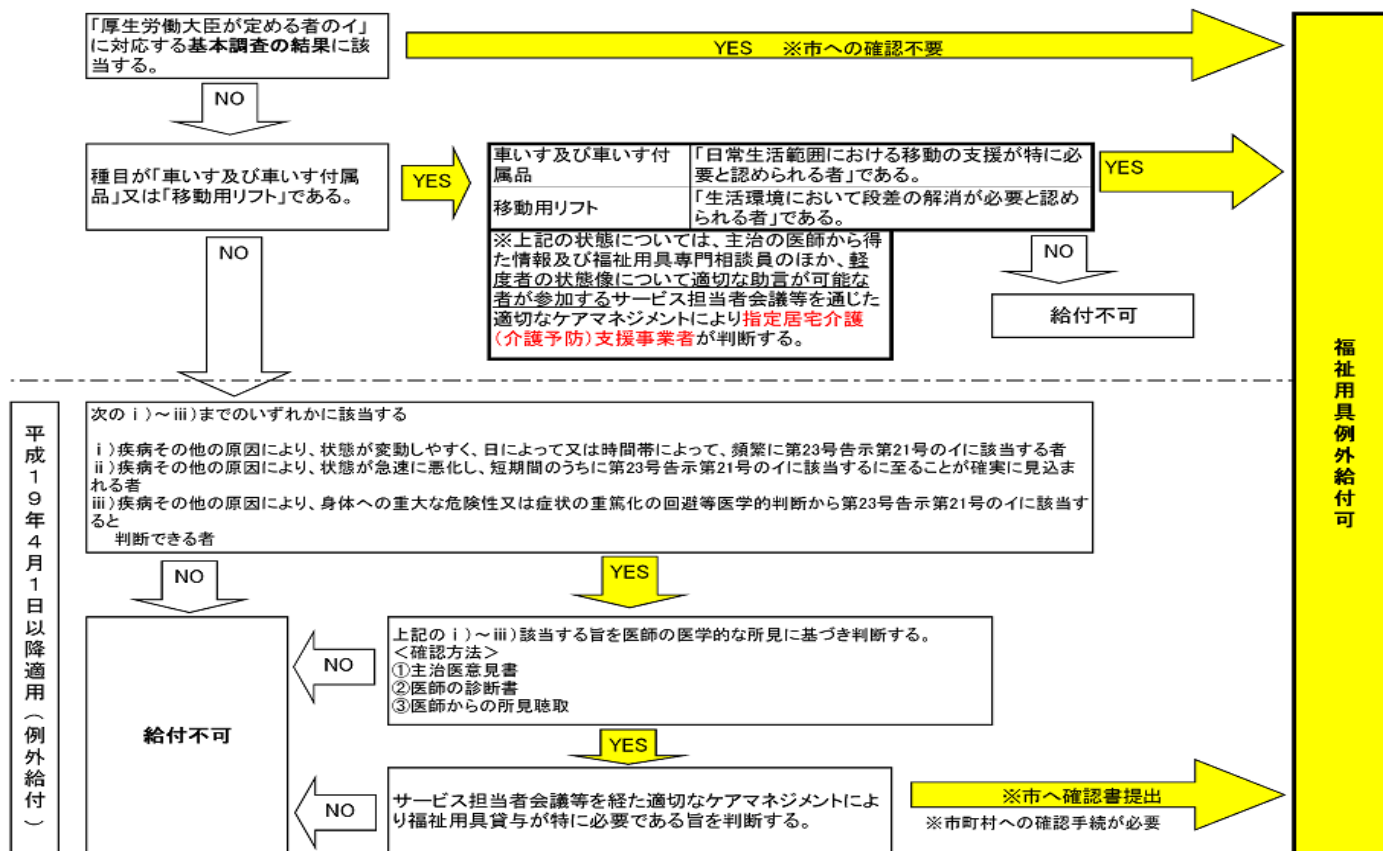
② 例外給付による貸与可能までの流れ

軽度者に対する福祉用具貸与のフローチャート

対象者 : 軽度者(要支援1・2、要介護1)

給付要件 : (表1)に定める「厚生労働大臣が定める者のイ」に該当する

対象品目 : 車いす(付属品)・特殊寝台(付属品)・床ずれ防止用具及び体位変換器・認知症徘徊感知機器・移動用リフト





②例外給付による貸与可能までの流れ (フローチャートの解説)

貸与検討中の 福祉用具	基本調査の結果 の該当	主治医医学的所見の 必要性の有無	市へ申請の 必要性の有無
・車いす及び 車いす付属品 ・移動用リフト	○	×	無
・車いす及び 車いす付属品 ・移動用リフト	×	○	無
上記記載 福祉用具以外	○	×	無
上記記載 福祉用具以外	×	○	申請必要

① 基本調査の結果にて、利用者の状態像が確認できる場合、市へ申請は不要です。
しかし、ケアプランとサービス担当者会議録を作成し、保管しておくこと。

② 「車いす及び車いす付属品」と「移動用リフト」のみ貸与希望の際は、基本調査の結果が非該当であっても、医学的所見の聴取を行い、サービス担当者会議録を作成することで、貸与開始できます。(市への申請は不要。)



(1) 要介護認定の基本調査の結果で判断

要介護認定の基本調査の結果をもとに、対象となる福祉用具に該当する状態像に当てはまるのか、確認をする。

※基本調査結果に基づく状態像の判断表は、P.7のスライド一覧の通り。

取扱注意

介護認定審査会資料

平成20年12月16日 作成
平成20年12月1日 申請
平成20年12月22日 作成

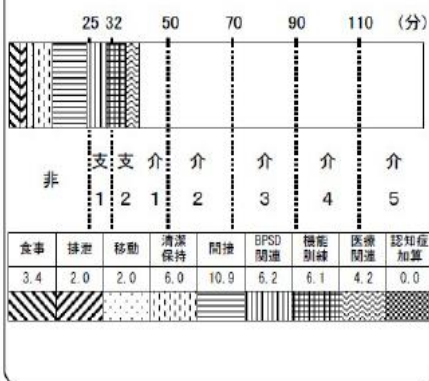
合議体番号: 000001 No. 1

被保険者区分: 第1号被保険者 年齢: 85歳 性別: 男 現在の状況: 居宅(施設利用なし)
申請区分: 新規申請 前回要介護度: なし 前回認定有効期間: 月間

1 一次判定等 (この分数は、実際のケア時間を示すものではない)

一次判定結果: 要介護1

要介護認定等基準時間: 40.8分



2 認定調査項目

調査結果		
第1群 身体機能・起居動作		
1. 麻痺(左-上肢) (右-上肢) (左-下肢) (右-下肢) (その他)	ある ある	
2. 拘縮(肩関節) (股関節) (膝関節)		
3. 寝返り	つかまれば可	
4. 起き上がり	つかまれば可	
5. 立ち上がり	つかまれば可	
6. 両足での立位	支えが必要	
7. 歩行	つかまれば可	
8. 立ち上がり	つかまれば可	
9. 片足での立位	支えが必要	
10. 洗身		
11. つめ切り		
12. 視力		
13. 聴力		
第2群 生活機能		
1. 移動		
2. 移動		
3. えん下		
4. 食事摂取		
5. 排泄		
6. 排泄		
7. 口腔清潔		

対象外種目	状態像	認定調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に歩行が困難な者 ② 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 ※(注)参照
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に起き上がりが困難な者 ② 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及 び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」



(1)-1 基本調査の結果 【判断表に該当する必要有】



対象福祉用具	
車いす及び 車いす付属品	1-7(歩行)「3. できない」
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	1-3(寝返り)「3. できない」 1-4(起き上がり)「3. できない」
床ずれ防止用具	1-3(寝返り)「3. できない」
認知症老人徘徊 感知機器	3-1(意思の伝達)「1. できる」以外 又は 3-2(毎日の日課を理解)～3-7(場所の理解)のいずれか「3. できない」 又は 3-8(徘徊)～4-15(話がまとまらない)のいずれか「ない」以外 “かつ” 2-2(移動)「4. 全介助」以外
移動用リフト ※つり具の部分を除く	1-8(立ち上がり)「3. できない」 又は 2-1(移乗)「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
自動排泄処理装置	2-6(排便)「4. 全介助」 “かつ” 2-1(移乗)「4. 全介助」



(2) 主治医の医学的所見として確認する事項

① I ～ IIIのいずれかに該当するかどうか、疾病名とともに確認する。

- I) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「第95号利用者告示の第25号のイ」に該当する者
(例: パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- II) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「第95号利用者告示の第25号のイ」に該当することが確実に見込まれる者
(例: ガン末期の急速な状態悪化)
- III 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「第95号利用者告示の第25号のイ」に該当すると判断できる者
(例: ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全等)

② 貸与を検討中の福祉用具の必要性の有無を、合わせて確認。

※第95号利用者告示の第25号のイとは、P.9スライド一覧の通り。



(2)-1 第95号利用者告示の第25号のイ



対象福祉用具	
車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 ①日常的に歩行が困難な者 ②日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ①日常的に起き上がりが困難な者 ②日常的に寝返りが困難な者
床ずれ防止用具	日常的に寝返りが困難な者
認知症老人徘徊 感知機器	次の“ いずれにも ”該当する者(①②両方) ①意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 ②移動において全介助を必要としない者
移動用リフト ※つり具の部分を除く	次のいずれかに該当する者 ①日常的に立ち上がりが困難な者 ②移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 ③生活環境において段差の解消が必要と認められる者
自動排泄処理装置	次の“ いずれにも ”該当する者(①②両方) ①排便が全介助を必要とする者 ②移乗が全介助を必要とする者



(2)-2 主治医の医学的所見として確認する事項 確認事項のポイント(例)



確認事項の ポイント

① 原因となる疾病を
確認

①-1 スライドP.8の
i)～iii)に当てはまるか
どうか確認

② 検討する福祉用具の
必要性の理由を確認

特殊寝台の 貸与希望

①原因となる疾病
【パーキンソン病】

①-1 日や時間によって「起
き上がりが困難な者」になる
※ I に該当

② 特殊寝台を利用すること
で、身体を自力で動かすこと
ができない時に起き上がりが
容易になるため、必要

【他の記載例】

○「がん末期の状態悪化により短期間で起き上がりが困難な状況に至ると確実に見込まれ、福祉用具貸与の例外給付の状態像(Ⅱ)に該当する。」

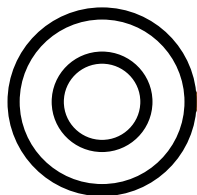
×「パーキンソン病」(診断名だけの記載)

×「特殊寝台が必要」(福祉用具の必要性だけの記際)



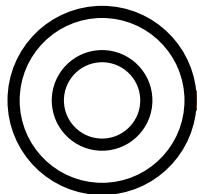
③ 申請に必要な書類

二重丸は必須書類です。



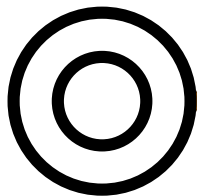
申請書

※両面漏れなく記載すること



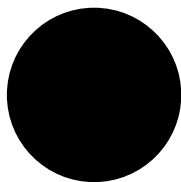
ケアプランー式

※利用開始日を申請書記載内容と相違ないようにすること



サービス担当者会議の要点・議事録

※主治医が出席又は電話で意見聴取した場合聴取内容を詳細に記載すること



主治医からの医学的所見

※書面にて意見聴取した場合のみ、書面の添付が必要



④ 申請書提出タイミング

- ・要介護度が確定・未定にかかわらず、福祉用具貸与開始までに、市へ申請する。

※要介護認定申請中で認定結果が不明の場合には、手続きを行っておくこと。
(介護度の見込み違いによる、承認開始日の遡及は受け付けません。)

- ・貸与開始までに市へ申請できない場合は、理由を事前に連絡すること。

※遅延理由が正当でない場合には、承認開始日を遡及することは致しません。



⑤ 市からの承認通知

・要介護認定が判定されている対象者

内容が正当であると確認でき次第、通知をケアマネジャー宛に送付。

・要介護認定が申請中の対象者

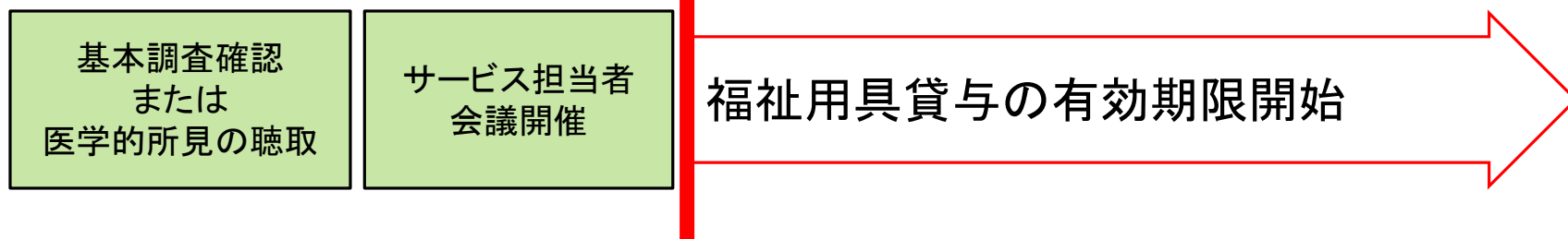
要介護度が確定した後、承認通知を送付。

※認定結果が要介護2以上であった場合には、承認通知は送付しません。



⑥ 福祉用具貸与の有効期限

- ・有効期限の開始日はサービス担当者会議開催後の利用日からです。



※必ずサービス担当者会議の前に、利用者状態像の確認を、「基本調査」または「主治医医学的所見の聴取」にて行うこと。

サービス担当者会議の後に、利用者の状態像の確認を行った場合は、承認できません。



⑥ 福祉用具貸与の有効期限

- ・有効期限の終了日は、要介護認定の末期限までです。

要支援2 (R5.2.1～R6.1.31)

申請-----終了日

要支援1 (R6.2.1～R7.1.31)

申請-----終了日

- ・更新or区分変更申請により、要介護度に変更なしor重度化の場合、有効期限が継続となり、市への再申請不要です。

※貸与が引き続き必要かどうかの検討までも省いて良いわけではありません。

要支援2 (R5.2.1～R6.1.31)

要支援1 (R5.2.1～R6.1.31)

申請-----終了日

要支援2 (R6.2.1～R7.1.31)

要支援2 (R6.2.1～R7.1.31)

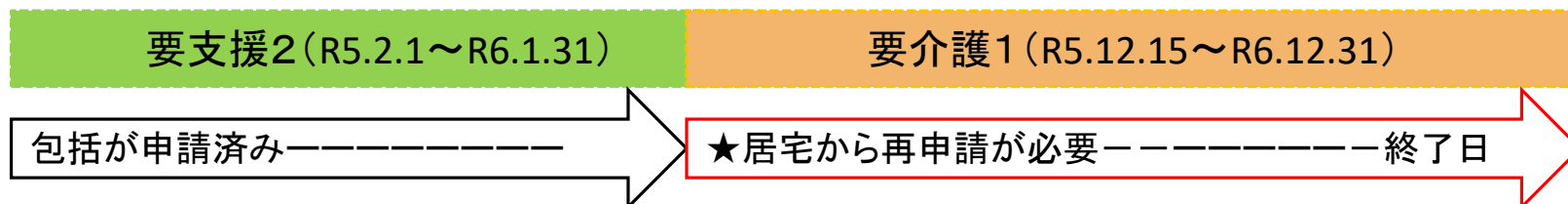
→ 継続-----終了日



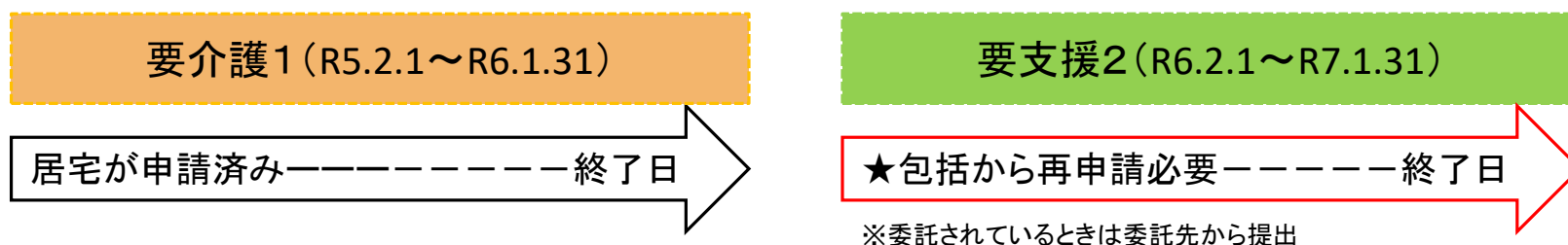
⑥ 福祉用具貸与の有効期限

・更新申請や区分変更申請により、支援⇔介護をまたいだ認定結果の変更があった場合には、包括・居宅にて、再度利用者の状態像の確認と市へ申請が必要です。

(例1) 包括が例外給付の申請をしていたが、区分変更で要介護1に変更となった。



(例2) 居宅が例外給付の申請をしていたが、更新で要支援2に変更となった。





⑦ その他

(1) 転入者の申請



日進市への転入者で、前任のケアマネジャーからの引継ぎを受けた際、例外給付対象品を貸与している方について

①主治医意見書の再取得は不要です。

前任のケアマネジャーから引き継いだ情報から、主治医の意見を確認し、サービス担当者会議での貸与検討資料としてください。

②サービス担当者会議を開き、申請書・ケアプラン・担当者会議録を日進市へ申請をしてください。

前市町村から前任のケアマネジャーに例外給付の許可が下りているだけなので、日進市からの許可が必要となります。



⑦ その他

(2) 貸与種目の変更・追加



貸与種目の変更や追加が生じる時も、検討・申請が必要となります。

- ① 基本調査、又は、主治医の医学的所見にて、利用者状態像の確認する。
福祉用具の種目に応じた、状態像と必要性を再度確認する必要があります。
- ② ①の情報をもとに、サービス担当者会議で必要性を検討し、ケアプラン・サービス担当者会議録を作成してください。
- ③ 必要に応じて、申請書・ケアプラン・会議録を日進市へ提出してください。
(P.5を参照)